

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、 <u>健康管理休暇</u> 、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び事故休暇を承認するものとする。 2 ……略…… (子育て部分休暇) 第21条 任命権者は、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から <u>満9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日</u> 以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇（次項及び第3項において同じ。）を承認するものとする。 2及び3 ……略……	(特別休暇) 第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、 <u>生理休暇</u> 、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び事故休暇を承認するものとする。 2 ……略…… (子育て部分休暇) 第21条 任命権者は、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から <u>満9歳に達する</u> 以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇（次項及び第3項において同じ。）を承認するものとする。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第16条の規定による健康管理休暇及び新条例第21条の規定による子育て部分休暇に係る手続は、施行日前においても行うことができる。